

熊本市社会福祉協議会は、働きやすい職場づくりを目指しています。

① 採用された日から、年次有給休暇を付与します。

通常は、採用後6カ月後に年次有給休暇を付与するところを当会は、採用日から付与するため採用日からの取得が可能です。(1日、半日、1時間単位)

※採用月により日数はかわります。



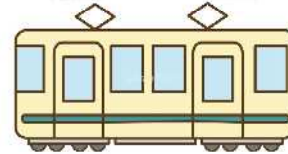
② 夏休み休暇もあります。 6月～9月の間 3日

※採用された月によって、付与日数は変わります。



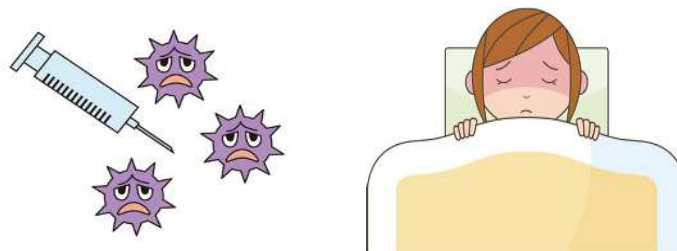
③ 子の看護の休暇も有給です。

通常の会社は、取得すれば無給となるところもありますが、当会は、小学校6年生までの子どもの看護については、1人の場合5日、複数の場合10日付与します。



④ 通勤手当も職員と同額支給します。

⑤ 病気休暇も10日間付与



⑥ 9時から16時までの短時間労働のため、保育園などに子どもを預けた後に仕事ができます。

駐車場はありませんが、子育て中のママさんも近隣に月極駐車場を借りて働いています。

